

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年3月14日

福祉局障がい者部障がい者支援課

1. 公募の趣旨

本業務委託については、夜間や休日に聴覚障がい者等からの電話やファックス、電子メールでの申請に対応できる体制、緊急時の判断を行う専門性が求められることなどを理由として、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

- (1) 件名 福岡市手話通訳者派遣等時間外申請対応業務委託
- (2) 業務内容 聴覚障がい者等からの緊急時の手話通訳者の派遣申請を電話やファックス、電子メールで受け付け、内容を確認した上で、手話通訳者の派遣のコーディネートを行い、派遣の決定後、申請者に通知し、また、申請があったものについては、後日、福岡市聴覚障がい者情報センター（以下「情報センター」という。）に報告を行うもの。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福

岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 夜間や休日等の聴覚障がい者等からの緊急時の手話通訳者の派遣申請を電話やファックス、電子メールで受付け、内容を確認した上で、手話通訳者の派遣のコーディネートを行い、派遣の決定後、申請者に通知し、また、申請があったものについては、後日、情報センターに報告を行う体制が取れること。
- (2) 取得した個人情報を適切に管理が出来ること。
- (3) 福岡市内に本業務委託に対応できる事業所を有していること。
- (4) 市町村民税（延滞金等を含む）に滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

- ① 配布期間

令和7年3月17日 から 令和7年3月31日まで（閉庁日を除く。）
9時15分～12時、13時～17時

- ② 配布場所

福祉局障がい者部障がい者支援課
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092-711-4985 内線 2084
FAX 092-711-4818
担当 吉野

- ③ 配布方法

配布場所において配布

- ④ 配布書類

公募説明書、仕様書（案）、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

(1) -①に同じ

② 提出場所

(1) -②に同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に委託契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期間中に到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、委託契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、委託契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

福祉局障がい者部障がい者支援課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4985 内線 2084

FAX 092-711-4818

担当 吉野

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の見積合せを中止する場合がある。